

最新情報を解説

外国人雇用の最新トレンド

2024年12月

 CAMTECH GMS



外国人雇用の最新トレンド 2024年12月

このレポートでは外国人雇用の最新トレンドを、最新の統計情報や資料、最新ニュースのまとめから解説しています。

解説している資料

- ・ やむを得ない事情がある場合の転籍について
外国人技能実習機構 2024年11月1日
- ・ 外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組（更新）
出入国在留管理庁 2024年11月
- ・ 外国人材の日本での仕事観とキャリアに関する実態調査
ヒューマンホールディングス 2024年11月7日

最新ニュースまとめ 2024年12月

政策や行政の動き、外国人採用の市況感、外国人雇用のノウハウなど

やむを得ない事情がある場合の実習先変更

外国人技能実習機構 2024年11月1日

外国人技能実習機構から技能実習制度運用要領の改正について発表されました。

やむを得ない事情がある場合の実習先変更の条件や手続きについての資料となります。

やむを得ない事情がある場合の実習先変更

外国人技能実習機構 2024年11月1日

<https://www.otit.go.jp/tenseki/>



やむを得ない事情がある場合の実習先変更

外国人技能実習機構 2024年11月1日

当改正では、技能実習生へのハラスメント等の事例が多く制度運用上の問題が認められたこと、また、ハラスメント等を理由とした実習生の失踪事例などが多数認められたことから、技能実習生の「やむを得ない事情」を理由とした転籍について、より明確なガイドラインを定めたものです

主な変更点は以下の通りです。

1. 「やむを得ない事情」の明確化

各種ハラスメント等人権侵害がある場合

重大な法令違反があった場合

重大な契約違反があった場合

2. 転籍の手続き明確化・柔軟化

外国語に翻訳した転籍申出様式の整備

録音や写真を根拠資料として認める

～監理団体・実習実施者の皆さまへ～

大切なお知らせ

令和6年11月1日から

やむを得ない事情がある場合の 転籍の運用を改善しました

本リーフレットは、やむを得ない事情による転籍に関する運用改善をお伝えするものです。監理団体・実習実施者の皆さまにおかれては、技能実習生に対する人権侵害行為や、報酬の不払などが生じることがないように、引き続き技能実習計画に基づき適正な技能実習の実施をお願いいたします。

運用改善の内容

1 「やむを得ない事情」の明確化

以下のような「やむを得ない事情」となり得る事柄について、技能実習制度運用要領に明記しました。

- ・ 暴行や各種ハラスメント(暴言・脅迫・強要、セクハラ、マタハラ、パワハラなど)等の人権侵害行為を受けている場合
- ・ 重大悪質な法令違反行為があった場合
- ・ 重大悪質な契約違反行為があった場合

→ 詳細はこちら (機構ウェブサイト)



2 手続きを明確化・柔軟化しました。

- ・ 技能実習生から監理団体又は実習実施者へ転籍の申出を行うための各国言語に翻訳した様式及び転籍の申出を受けた監理団体又は企業単独型実習実施者が当該申出に係る対応を技能実習生へ通知するための様式を整備
- 「実習先変更希望の申出書」(運用要領参考様式第1-44号)
- 「実習先変更希望の申出に係る対応通知書」(運用要領参考様式第1-45号)

- ・ 事実関係の調査に当たって、技能実習生の申出を裏付ける録音や写真等の資料が提出された場合には、やむを得ない事情があると認めやすくなりますので、そのような資料があるかよく確認してください。

→ 詳細はこちら (機構ウェブサイト)



やむを得ない事情がある場合の実習先変更

外国人技能実習機構 2024年11月1日

また、この改正では監理団体または実習実施者に転籍希望の申請があった場合の対応や、転籍制度についての実習生への説明についても、新たに対応を求めているため注意が必要です。

外国人技能実習機構のサイトでは、技能実習生向けに外国語の申請様式などを用意しているので、必要な際にはサイトから入手してください。

<https://www.otit.go.jp/tenseki/>

監理団体・実習実施者の皆さまへのお願い

3 監理団体又は実習実施者は、技能実習生から「やむを得ない事情」があるとして実習先変更希望の申出書の提出があった場合、次のとおり対応してください。

【監理団体又は企業単独型実習実施者の対応】

- 申出書の受領後、署名欄を記入し、原本を技能実習生に返却する
- 直ちに必要な事実関係の確認や是正指導を行う
- 技能実習生に対して、転籍希望の申出に係る対応（実習先変更に向けた連絡調整を開始するか否か）について遅滞なく通知する
- 転籍を認め得るやむを得ない事情があると認めた場合には、申出書及び対応通知書の写しを添えて、技能実習実施困難時届出書を外国人技能実習機構宛てに提出する

【団体監理型実習実施者の対応】

- 申出書の受領後、署名欄を記入し、原本を技能実習生に返却する
- 直ちに監理団体に申出書の写しを提出する

4 入国後講習※では、技能実習生向けリーフレットなどで転籍に関する以下の説明を行ってください。

※監理団体又は企業単独型実習実施者に対応していただくものです。

令和6年11月以前に入国後講習を受けた技能実習生に対しては、監査の面接時等において教示してください。

- 「転籍を認め得るやむを得ない事情」に関する知識
- 技能実習生が実習先変更希望の申出を行う方法
- 「実習先変更希望の申出書」を監理団体又は実習実施者に提出した後の各手続に関する知識

在留管理制度上の措置の改善

5 転籍手続中や転籍先が見つからなかった場合の、在留管理制度上の措置を改善しました。

- ・ 転籍に向けた手続の期間中で技能実習を行えない場合には、必要に応じ、週28時間以内に限り、一般的な就労を認める
- ・ 転籍先の確保ができなかった場合で、「特定技能」への移行を希望する場合などには、「特定技能」へ移行するための特定活動を付与
→ 詳細はこちら（入管庁ウェブサイト）



外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組（更新）

出入国在留管理庁 2024年11月

出入国在留管理庁の「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」が更新されました。当資料は外国人材の受け入れ状況などについて政策・制度や統計をまとめた資料で、今回の更新では「在留外国人の在留資格・国籍・地域別内訳」と「特定技能制度運用状況」のデータが更新されています。

外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組

出入国在留管理庁 2024年11月

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001335263.pdf>

外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組

 世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

最新資料はこちら(出入国在留管理庁HP)
を御覧ください。

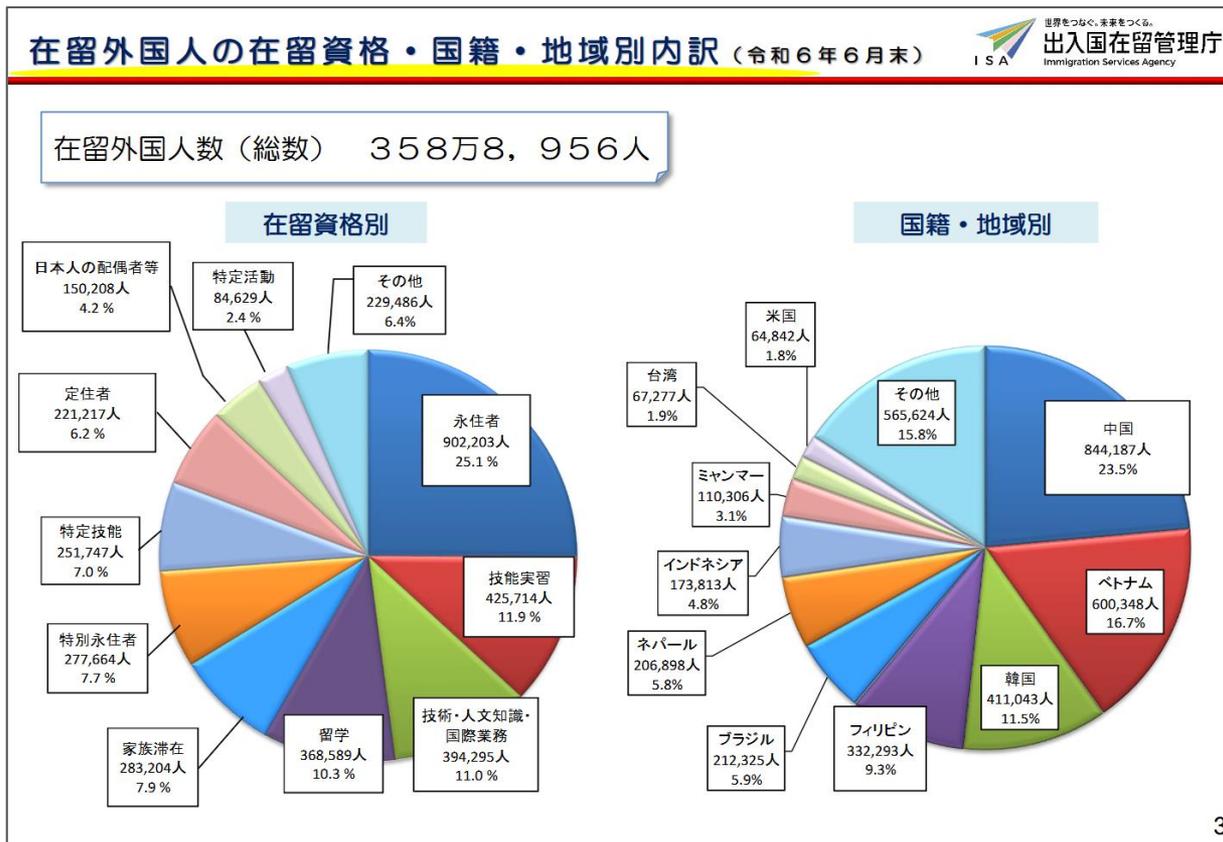
特定技能制度「外国人材の受入れ及び
共生社会実現に向けた取組」
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001335263.pdf>



(令和6年11月更新)

外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組（更新）

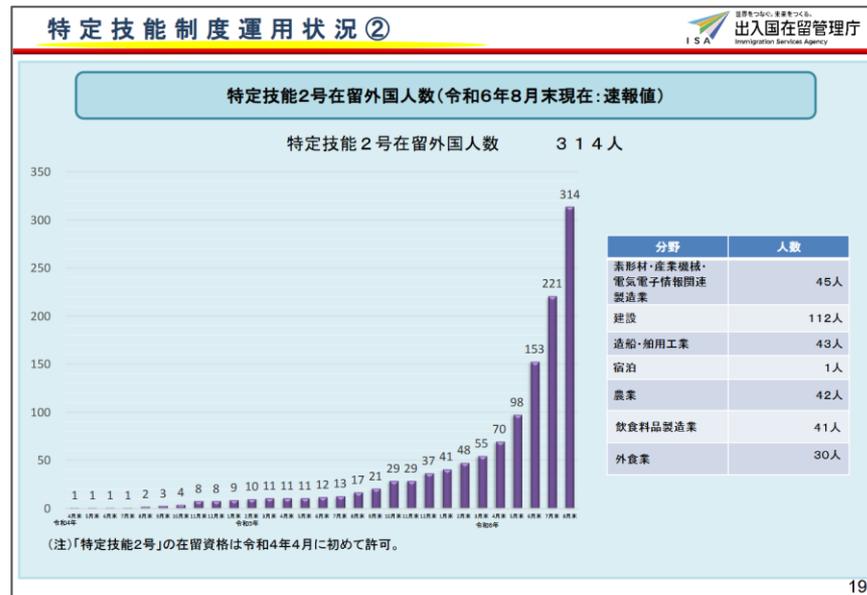
出入国在留管理庁 2024年11月



在留外国人の在留資格・国籍・地域別の内訳が2024年6月末時点のものに更新されています。在留外国人数の総数は358万8956人に増加。国籍別では中国（23.5%）、ベトナム（16.7%）、韓国（11.5%）の順で多くなっています。

外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組（更新）

出入国在留管理庁 2024年11月



特定技能制度運用状況のうち、特定技能1号及び2号の在留外国人数が8月末速報値に更新されています。特定技能1号は26万2769人と過去最高となり、分野では飲食料品製造業が最も多くなっています。また、特定技能2号は314人と大幅に増加しています。

外国人材の日本での仕事観とキャリアに関する実態調査

ヒューマンホールディングス 2024年11月7日

ヒューマンホールディングスより「外国人材の日本での仕事観とキャリアに関する実態調査」が発表されました。当資料は日本で就労している外国人にキャリア観について聞いたもので、日本を選んだ理由、日本で働くことの満足感やメリットなどをまとめています。

外国人材の日本での仕事観とキャリアに関する実態調査

ヒューマンホールディングス 2024年11月7日

<https://www.athuman.com/news/2024/21315/>



The screenshot shows a news article on the Human Holdings website. The article title is "外国人材の日本での仕事観とキャリアに関する実態調査 vol.1【外国人材の日本での目標年収は「400～500万円」が最多／～「選ばれる国」になるために～日本が他国より優れていると感じる労働環境は？】". The article date is 2024.10.29. The article content includes a brief introduction about the survey, a section titled "【本件のポイント】" (Key Points) with four bullet points, and a section titled "【本件の概要】" (Summary) with a short paragraph.

採用情報 お問い合わせ 検索 JP

グループ理念 会社案内 事業紹介 サステナビリティ IR情報 ニュース スペシャルコンテンツ

トップページ > ニュース > 【外国人材の日本での仕事観とキャリアに関する実態調査 vol.1】外国人材の日本での目標年収は「400～500万円」が最多／～「選ばれる国」になるために～日本が他国より優れていると感じる労働環境は？

2024.10.29 ヒューマンホールディングス

【外国人材の日本での仕事観とキャリアに関する実態調査 vol.1】外国人材の日本での目標年収は「400～500万円」が最多／～「選ばれる国」になるために～日本が他国より優れていると感じる労働環境は？

教育を中心に人材・介護・保育・美容・スポーツ・IT事業を傘下に持つヒューマンホールディングス株式会社(本社:東京都新宿区、代表取締役社長:佐藤朋也、以下「当社」)は、当社グループで人材事業を展開するヒューマングループホールディングス株式会社(以下「ヒューマンホールディングス」)が運営するビジネス・プロフェッショナル・バイリンガルのための転職・求人情報サイト「Daijob.com」の外国籍登録者を対象に「外国人材の日本での仕事観とキャリアに関する実態調査」を行いました。

【本件のポイント】

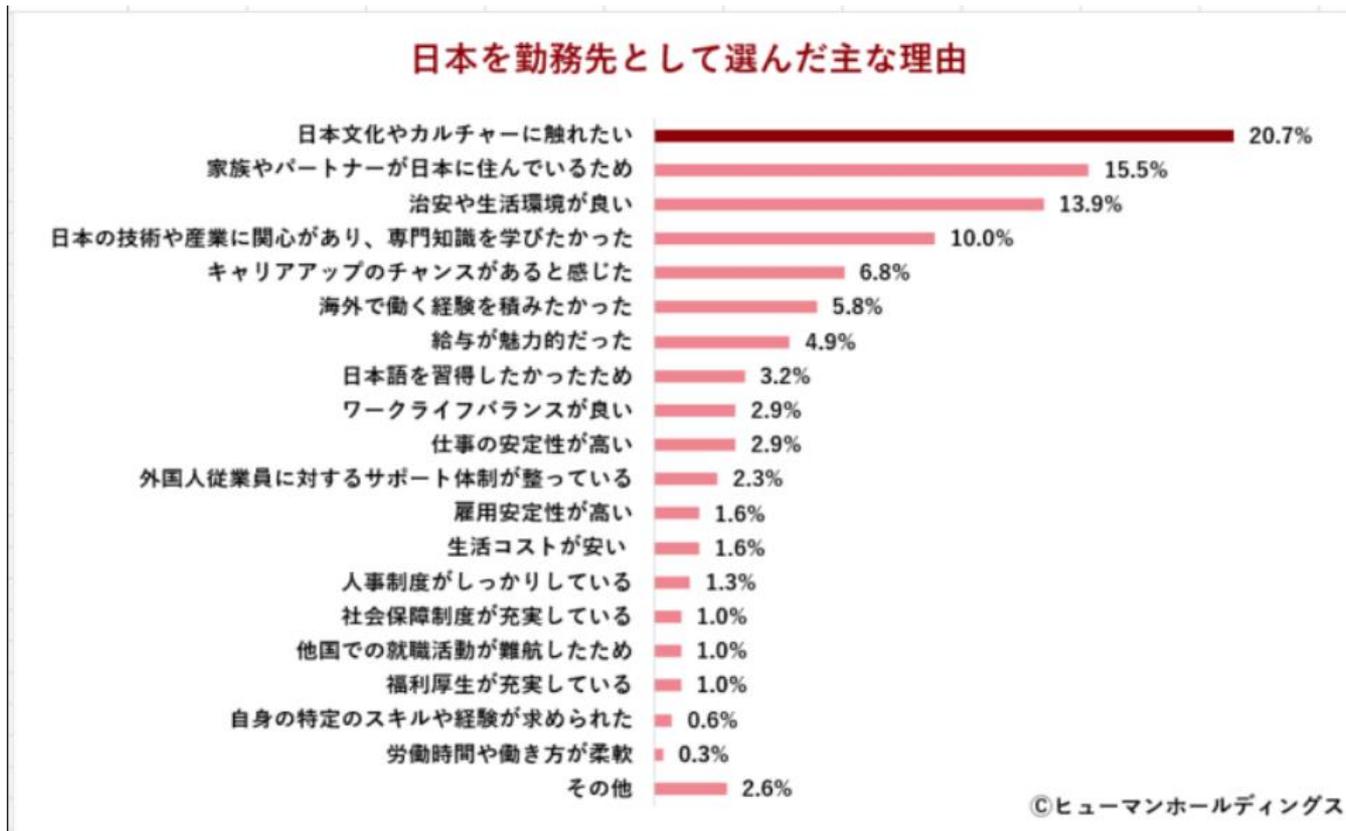
- 外国人材が「日本を勤務先として選んだ理由」は、1位「日本文化やカルチャーに触れたい」2位「家族やパートナーが日本に住んでいる」3位「治安や生活環境が良い」。日本での就労は生活する上での希望を重視する傾向が
- 「日本で働くメリット」は圧倒的に「治安や生活環境が良い」が多い。「長期雇用の文化」や「雇用の安定性が高い」など、日本的な雇用慣行や企業文化も支持されている
- 「日本の労働環境で優れている」と感じるのは「福利厚生」と「無い」が同率1位。日本企業の福利厚生は世界水準と比較しても充実していることが推察される
- 「日本で希望する目標年収」は「400万円～500万円未満」が最多

【本件の概要】

近年、日本国内では労働人口の減少が深刻な課題となり、企業はますます人手不足に直面しています。この厳しい国内事情において、外国人

外国人材の日本での仕事観とキャリアに関する実態調査

ヒューマンホールディングス 2024年11月7日



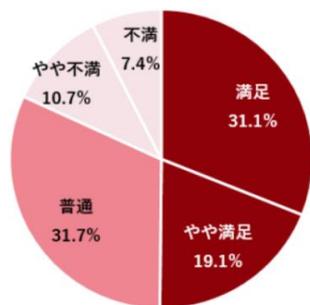
同調査では日本国内で働く外国人にキャリア観について聞いたものです。

日本を勤務先として選んだ主な理由について聞いた設問では、「日本文化やカルチャーに触れたい」が最も多い回答となりました。

外国人材の日本での仕事観とキャリアに関する実態調査

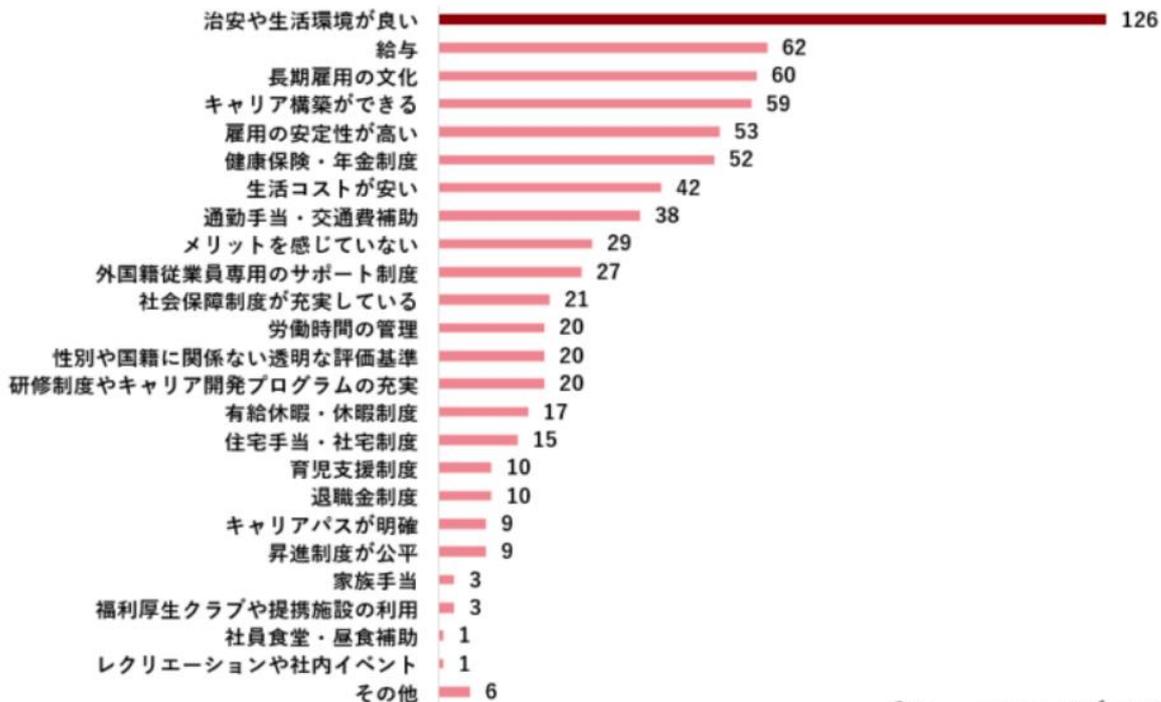
ヒューマンホールディングス 2024年11月7日

日本での仕事の満足度



©ヒューマンホールディングス

日本で働くメリット



©ヒューマンホールディングス

日本での仕事の満足度について聞いた設問では、「満足」「やや満足」を合計すると50.2%が満足していることがわかりました。日本で働くメリットについては「治安や生活環境が良い」が特に多い回答となりました。

外国人材の日本での仕事観とキャリアに関する実態調査

ヒューマンホールディングス 2024年11月7日

日本で働くデメリットについて聞いた設問では、

日本の労働環境で改善すべきだと感じる点
「ワークライフバランス」

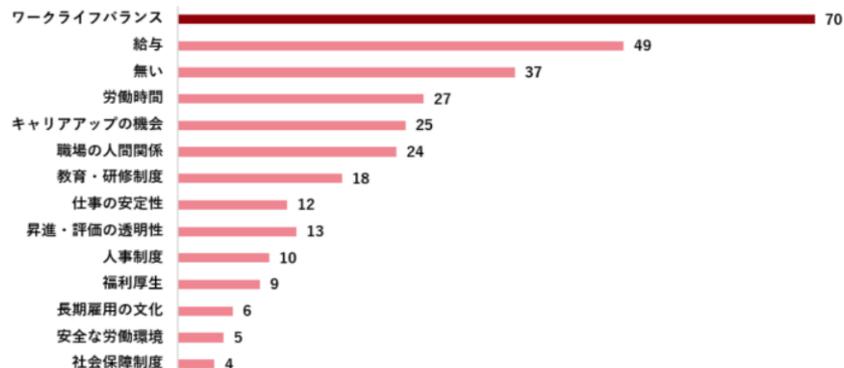
日本で働く際のストレス要因

「言語の壁」

「コミュニケーションの難しさ」

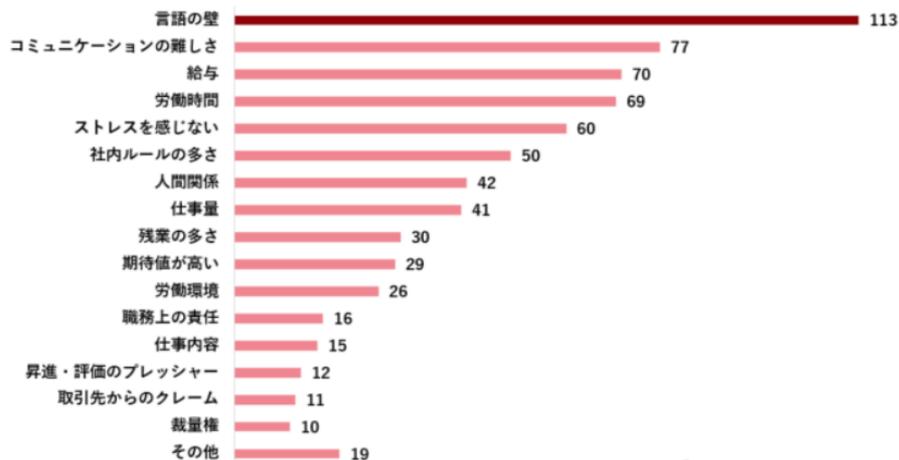
が多くの回答を集めていました。

自国や他国と比較し、日本の労働環境で改善すべきだと感じる点



©ヒューマンホールディングス

日本で働く際のストレス要因



©ヒューマンホールディングス

外国人雇用関連最新ニュース 2024年12月

■政策や行政の動き

特定技能制度に金属製サッシ・ドア製造業が追加 | 人不足の課題に海外人材採用への期待

<https://kjtimes.jp/headline/2024/0352/>

ネパールで日本向けの人材送り出しを強化 | バンダリ労働・雇用・社会保障相が日本での就労機会を増やすことに対し言及

<https://kjtimes.jp/headline/2024/0351/>

外国人労働者の受け入れ急ぐ政府 | 特定技能枠を5年で2・4倍の82万人に拡大

<https://kjtimes.jp/headline/2024/0350/>

特定技能1号の在留外国人数、ベトナムが最多を記録 | 2024年6月末現在のベトナム国籍は全体の50.4%

<https://kjtimes.jp/headline/2024/0349/>

「特定技能」外国人労働者が過去最多 | 2023年6月時点で25万1747人、うち2号は153人

<https://kjtimes.jp/headline/2024/0348/>

【特定技能】定期の技能検定試験（2024年度後期）の実施公示状況が公表されました

<https://www.jitco.or.jp/ja/news/article/35726/>



外国人雇用関連最新ニュース 2024年12月

■外国人採用の市況感

“労組脱退促すようなメール” 技能実習機構と労組 和解成立

<https://www3.nhk.or.jp/tohoku-news/20241031/6000029306.html>

労働組合、さらば正社員クラブ 今や外国人や警備員も

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA04A7S0U4A001C2000000/>

宿泊施設を対象に「特定技能」に関する調査を実施

～特定技能で既に採用している施設は42.8%、課題は「日本語能力と言葉の壁」～

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000199.000034289.html>

技能実習生の来日減少 ベトナムの日本離れ影響

企業は「特定技能」に移行 在留外国人は最多359万人

<https://www.nikkei.com/article/DGKKZO84221510Z11C24A0EA3000/>

センコーHD、外国人運転手採用へ準備 倉庫の技能実習生から育成

<https://www.nikkan.co.jp/articles/view/00726580>

外国人労働者の抱える課題から考える生命保険会社の市場拡大

https://thefinance.jp/strategy/foreign_workers

“労組脱退促すようなメール” 技能実習機構と労組 和解成立

10月31日 20時42分



「外国人技能実習機構」がベトナム人技能実習生に労働組合からの脱退を促すかのようなメールを送ったことは団結権の侵害にあたるなどとして労働組合が機構を訴えた裁判で、31日、機構側が和解金を支払うことで和解が成立しました。

外国人雇用関連最新ニュース 2024年12月

■外国人雇用のノウハウなど

外国人は難しい?! クレジットカードを簡単に作るには?

キャリアアドバイザー伊能ゆりなの事件簿Vol.1

<https://kjtimes.jp/knowhow/life/jikenbo1/>

賄賂を払っても日本の警察は許してくれません!

キャリアアドバイザー伊能ゆりなの事件簿Vol.3

<https://kjtimes.jp/knowhow/life/jikenbo3/>

飲食店への食べ物の持ち込みは、法律違反になりますか?

キャリアアドバイザー伊能ゆりなの事件簿Vol.4

<https://kjtimes.jp/knowhow/life/jikenbo4/>

ベトナム人の私たち、近所の人に通報されました【トラブル発生!】

キャリアアドバイザー伊能ゆりなの事件簿Vol.5

<https://kjtimes.jp/knowhow/life/jikenbo5/>

ナプキンが濡れてる?! おしぼりに戸惑う外国人!

キャリアアドバイザー伊能ゆりなの事件簿Vol.8

<https://kjtimes.jp/knowhow/life/jikenbo8/>



最後に

CAMTECHでは、もっと詳細が知りたい、情報収集がしたいという方向けに、外国人雇用の様々な情報を提供しています。ぜひご活用ください。

資料ダウンロード

外国人雇用の知識をテーマ別にまとめたホワイトペーパーや調査レポートを提供しています。

<https://gms.ca-m.co.jp/archives/download>

セミナー

外国人雇用の具体的な生の情報をお伝えしています。

<https://gms.ca-m.co.jp/archives/seminar>

海外人材Q & A

よくある質問に一問一答形式でお答えしています。社労士・行政書士に無料相談も可能です。

<https://gms.ca-m.co.jp/qa>

細やかな気遣い・サポートを提供し、
日本での生活をもっと快適に。



<https://gms.ca-m.co.jp/>

Webサイトでは「社労士・行政書士無料相談」や
「海外人材Q&A」をご用意し、みなさまの疑問や
不安などにお応えいたします。

0120-530-451（受付／平日10:00～18:00）

また、フリーダイヤルでも様々なご相談に対応いたします。

担当者が丁寧にご説明いたしますので、まずは一度ご連絡ください。

お問い合わせ

フリーダイヤル

0120-530-451

営業時間:10:00-18:00(月-金)

